



9月23日は
この日！



なぜ「9月23日」？

1951年9月23日、ろう者（きこえない人・きこえにくい人）の人権を守るために「世界ろう連盟」が設立されたことが由来。

手話言語の 国際デー

2017年12月19日の国連総会で、手話言語が音声言語と対等であることを認めるとして制定されました。また、9月最後の日曜日までの一週間は「国際ろう者週間」とされています。そのテーマも毎年異なっており、今年度は「ろう者人権宣言」です。

手話の日



2025年6月25日施行の「手話に関する施策の推進に関する法律」（手話施策推進法）に基づいて定められました。法律では、手話を必要とする者にとって、手話言語が日常生活や社会生活において重要な意思疎通の方法であることが位置づけられています。また、手話言語を使って暮らせる環境整備等を国や自治体の責務とすることも明記されています。

？ 手話はどの国でも同じ表現？

音声言語と同じように、手話言語も国によって違います。また、日本国内でも、方言のように地域によって表現が異なる手話もあります。

？ きこえない人・きこえにくい人とのコミュニケーション方法は手話だけ？

手話だけでなく筆談（紙に書く、スマホに文字を打つなど）もあります。また、ろう者の中には手話ができない人もいます。



昨年のライトアップの様子（市役所高田庁舎前）



なぜ青色？

「世界平和」を表しており、世界ろう連盟のロゴカラーでもある。

「手話は言語である」ことを広く周知するため、9月23日は世界各地でブルーライトアップを実施しています。本市では、9月23日(水・祝)～25日(金)、日没後から20時まで実施します。



人類の母性は
人以上の人をうまず
人以下の人をうまず
「橋のない川」著者 住井すゑ

求人募集

ハローワークから、求人募集の情報誌が毎週届いています。お気軽にご来館のうえ、ご覧ください。



隣保館活動を
ご覧いただけます
←

『人権を考える講演会』を開催しました

8月19日(水) に市役所高田庁舎で、「インターネット上の差別情報の実態と課題」と題して松浦広明さん（公益財団法人滋賀県人権センター）にご講演いただきました。

講演では部落差別の実態として、本人通知制度やインターネットにおける部落差別の現状のほか、SNSでの差別投稿や動機、特徴などもご説明いただきました。そして最後に、参加者の皆さんへ次のように呼びかけました。

差別されるのは少数派であるマイノリティー側です。だからこそ、社会全体がマイノリティーの方にベクトルを向けられるように、それぞれの立場で何ができるかを考えてください。

8月は「部落差別等あらゆる不当な差別をなくす月間」でした



松浦広明さん（公益財団法人滋賀県人権センター）

やさしい日本語で読む世界人権宣言【1】

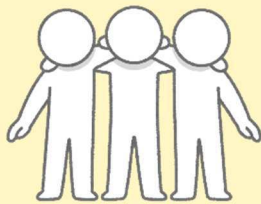
世界人権宣言はこれまでに500以上の言語に訳されています。なかには「やさしい日本語」で分かりやすく訳されたものもあります（ビジュアル付き）。(以下の宣言文は一部を抜粋、他の宣言文などは二次元コードへ)



国際連合広報センター

第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利に変わりはありません。



第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、他の人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

今月の作品



【提供】絵てがみクラブ

この他にも作品を展示しています。是非ご覧ください。

主催クラブの開催予定

ご興味がある方は見学もできます！

9月の予定



手話

12日(土)・19日(土)

折り紙細工

9日(水)

※23日はお休みです

絵てがみ

14日(月)

※第3月曜日が祝日のため変更

料理

29日(火)

※第4火曜日が祝日のため変更

10月の予定



手話

10日(土)・17日(土)

折り紙細工

14日(水)・28日(水)

絵てがみ

19日(月)

料理

27日(火)

主催クラブの基本情報

(開催時期：5月～翌年3月)

◆ 手話 ◆

第2・3土曜日
10:00～11:30

◆ 折り紙細工 ◆

第2・4水曜日
13:00～16:00

◆ 絵てがみ ◆

第3月曜日
13:00～14:30

◆ 料理 ◆

第4火曜日
10:00～13:00

隣保館は、地域の身近な相談窓口です。お気軽にご相談ください！

豊後高田市隣保館 電話・ファックス：0978-24-0007